知っていますか?建設業退職金共済制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙又は退職金ポイントを積み立て、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。電子申請方式の活用で手続きが便利になっております。

★特徴

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税 となります。
- ◎掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

☆電子申請方式で共済証紙にかかる事務負担が軽減します。

- ・金融機関での共済証紙の購入が不要となり、社内の PC で退職金ポイントを購入できます。
- ・共済証紙の共済手帳への貼付・消印や下請への交付確認が不要となり、購入した退職金ポイントから自社や下請の被共済者に掛金として充当されます。
- ・電子申請方式で発行する掛金収納書等は、公共工事における工事関係書類の電子化に対応しています。

★建退共から事業主の皆様へのお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。 電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適正に充当してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を 請求するよう指導してください。

※地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。 ※詳しくは下記へお問い合わせください。

建退共奈良県支部 〒630-8241 奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内

TEL 0742-22-3345 FAX 0742-22-3346

URL http://www.nakenkyo.or.jp/kentaikyo/index.html

原木の産地等の証明について

原木を販売する際に合法的に伐採された木材であるか産地等を証明する書類の提出を求められる場面が増えてきています。

そうした証明となる「適合通知書」の発行手続きを役場で行えます。

手続き方法は以下の2通りです。

①伐採にあたって「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出する場合

「伐採及び伐採後の造林の届出」と併せて「適合通知書交付申請書」を提出してください。

② 「特定間伐等促進計画」に従って伐採を行う場合

「特定間伐等促進計画に基づく間伐の適合通知書交付申請書」を提出してください。

※補助金を申請される場合、②となります。

発行まで1~2週間かかる場合がございますので、早めのご対応をお願いいたします。

お問い合わせ先 地域振興課 (42-0441)

ごみ収集日程追加のお知らせ

8月から容器包装プラスチックごみを月2回収集します!

現 在 月1回(缶の収集と同じ日)

8月から 月2回(缶の収集、ビン・ペットボトルの収集と同じ日)

○小川·小·木津川·小栗栖·中黒

第2・第4火曜日

-15 -	-1-	. , , , ,				
8 月						
日	月	火	水	木	金	土
			2 紙 不 粗	3 燃	4	5
6	7 燃	8 害 カ プ	7	10 燃	11	12
13	14 燃	>	16	17 燃	18	19
20 家庭ごみ 持込受付	21 燃	22 布ビベプ	23	24 燃	25	26
27	28 燃	20	30	31 燃		

○萩原·伊豆尾·木津·鷲家

第2・第4月曜日

8 月								
	月	``	火	水	木		金	土
		1	燃	2	3	4	燃	5
6	7	8	燃	9	10	11	燃	12
13 (14 害 カプ) 5	燃	16 不 粗	17	18	燃	19
20 家庭ごみ 持込受付	>	22	燃	23	24	25	燃	26
27	28 布 ビペプ	29	燃	30	31		燃	

容器包装プラスチックごみの分別について

- ・リサイクルマークのついているごみを入れてください
- ・水で洗い流して汚れの落ちるものは容器包装プラスチックごみへ
- ・水で洗い流して汚れの落ちないものは可燃ごみへ

〇三尾・狹戸・大豆生・大又・麦谷

第2・第4金曜日

	8 月							
日		月	火	水		木	金	土
			1	2	3	燃	4	5
6	7	燃	8	9 紙 不 粗	10	燃	害 カプ	12
13	14	燃	15	16	17	燃	3	19
20 家庭ごみ 持込受付	21	燃	22	23	24	燃	25 布 ピペプ	26
27	28	燃	29	30	31	燃		

○杉谷·平野·滝野·谷尻

第2・第4木曜日

8 月								
日	月	``	火	水	木		金	±
		1	燃	2	3	4	燃	5
6	7	8	燃	9	10 害カプ	1	燃	12
13	14	15	燃	16	>	18	燃	19
20 家庭ごみ 持込受付	21	22	燃	23 紙 不 粗	24 布 ビペプ	25	燃	26
27	28	29	燃	30	2		燃	

奈良県広域消防組合ロゴマークデザインの募集について

当組合は、令和6年4月に設立10周年を迎えます。今後もより一層、組織の結束力を強化し各種災 害に対応していくことで、住民の安心安全を確保していくことを目的とし、その結束力の証でありシン ボルとなるロゴマークを広く募集しますので、是非ご応募ください。

- ○応募資格 年齢、住所、プロ・アマ不問
- ○応募期間 7月18日(火)から9月30日(土)まで
- 品 最優秀賞(1点)

表彰及び賞金(5万円分の商品券及びはしご車搭乗体験【希望制】)

詳しくは、組合のホームページをご覧ください。

URL http://www.naraksk119.jp/

(デザイン募集ページのQRコード) ⇒



お問い合わせ先 奈良県広域消防組合 消防本部総務部総務課 ロゴマークデザイン担当 TEL 0744-26-0119

全国一斉「子どもの人権 110番」強化週間

いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの子どもの人権に関わる問題について、人権擁護委員及び法務 局職員が下記のとおり無料・秘密厳守で相談に応じます。

- 時 8月23日(水)から8月29日(火)まで 午前8時30分から午後7時まで ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで
- 2 全国一斉 [こどもの人権相談] 電話番号

0120-007-110 (フリーダイヤル)

※携帯電話・スマートフォン使用可、一部のIP電話使用不可

- 3 対 象 県内在住の児童・生徒及びその保護者などの大人
- 4 桕 談 員 人権擁護委員及び法務局職員
- 5 お問い合わせ先 奈良地方法務局人権擁護課 TEL 0742-23-5457



税務保険課

西垣 愛優

Nishigaki Ayu



村の職員を紹介します Vol.3

東吉野村出身です。今年度から税務保険課に配属になりました。 主に、住民税や軽自動車税を担当しています。

まだまだ分からないことばかりですが、少しでも村民の皆様の力 になれるよう頑張ります。

よろしくお願いします。

ならジョブカフェセミナー (9月)

日 時 ①9月6日(水) 14時から16時

「実践!面接対策セミナー」

②9月21日(木) 13時30分から16時30分 「仕事も人間関係もスムーズに!対人スキル実跡トレーニング」

場 所 ①ならジョブカフェ

②高田しごと i センター

概 要 アットホームな雰囲気で就職活動のスキルを学ぶことができる参加型のセミナー。参加費 無料。

対 象 就職活動中の学生やおおむね35歳未満の求職者(40代前半までの不安定就労者を含む)

定 員 各10人程度(先着順)

お申し込み 各セミナー前日までに、電話、FAX又はHPよりお申し込みください。

お問い合わせ先 奈良県奈良しごと i センター ならジョブカフェ

TEL 0742-23-5730 FAX 0742-23-5757

URL https://www.pref.nara.jp/item/63392.htm

くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークをご存じですか?

「くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマーク」とは「子育てサポート企業」 として厚生労働大臣の認定を受けた証です。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度のことで、一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」として認定します。

奈良県でも「人が育つ奈良 ひとへの投資・育児をしながら働きやすい奈良(第2期)」を重点施策として様々な施策を展開しており、今年も「育児をしながら働きやすい奈良」の施策として認定企業を増やすよう取り組んでいます。

県内の認定企業はこちらからご覧いただけます。(QRコード)



お問い合わせ先 奈良労働局 雇用環境・均等室 TEL 0742-32-0210







自衛官募集のお知らせ

募集コース	一般曹候補生	自衛官候補生 (中途採用も含む)				
対象年齢	18歳以上33歳未満 ※32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の 末日現在、33歳に達しない者	18歳以上33歳未満 ※32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の 末日現在、33歳に達しない者				
受付期限	~令和5年9月5日(火)	年間を通じて実施				
試験期日	※受付時又は自衛隊奈良地方協力本部のホームページにてお知らせします。					
試験種目	1次 筆記試験 2次 □述試験 身体検査	筆記試験 □述試験 適性検査 身体検査等				
試験場所	別示	別示				
お問合せお申込み	自衛隊奈良地方協力本部 五條地域事務所(担当:細木、松村、大元) 〒637-0004 五條市今井5丁目1-12 サンタウン2階 TEL 0747-22-3789					

村県民税第2期分・国民健康保険税第2期分 後期高齢者医療保険料(普通徴収分)第2期分 介護保険料(普通徴収分)第2期分・水道料金(6・7月分)の

□座振替日は 8月25日 (金)

納期限は 8月31日 (木) です。

納税には、便利・安全・確実な□座振替をご利用ください。納期限までに納めましょう。 (お問い合わせ先) ○村県民税・国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料について

○介護保険料について

○水道料金について

税務保険課

住民福祉課

地域振興課 TEL (42-0441)

『秋季東吉野材まつり市』開催について





東吉野村の出身である西垣愛太郎氏創業の「西垣林業株式会社」が、東吉野村の優良材をPRするため、 西垣林業株式会社桜井原木市場において「秋季東吉野材まつり市」を開催します。

「東吉野材まつり市」を盛り上げるためにも、多数の東吉野産材の出荷のご協力をお願いします。

開催日時 11月9日(木) 午前9時開市

開催場所 桜井市大字戒重 1 3 7 番地 西垣林業株式会社 桜井本社内 原木市場

お問い合わせ先 TEL 0744-46-3800 FAX 0744-46-3838

9月3日―日クリーンデーを実施します

みなさんのご協力を!

毎年、夏になると川遊びを始めとした観光客が増加し、川の周辺や道路のゴミが増えます。つきましては、豊かな自然を守り住みよい村づくりを実践するため、下記により「一日クリーンデー」を実施しますのでご協力をお願いします。

なお、収集したごみは、できるだけ分別していただきますようよろしくお願いします。

また、近年家庭のごみと思われるものが多く見受けられますので、家庭のごみは指定日に出していただきますよう併せてお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人が集まる場所ではマスクを付け、密集して行う作業は 控えましょう。

体調がすぐれない場合は無理に参加せず、安静にしましょう。

記

日 時 9月3日(日) 午前8時~ 雨天の場合は10日(日)に延期

場 所 東吉野村内全域 主催 東吉野村

※当日延期の場合は、村防災行政放送で連絡します。

8月は電気使用安全月間です

梅雨も明け、いよいよ本格的な夏を迎えます。この季節は、暑さによる疲労で注意力が散漫になり、 体も汗ばみやすいので、感電事故が起こりやすくなります。

関西電気保安協会をはじめ電気関係団体では、経済産業省主唱のもと毎年8月を電気使用安全月間と 定め、電気事故の防止を図るため、全国で一斉に電気の安全運動を実施しています。ご家庭や職場で電 気事故を防止するため、日頃から電気安全を心がけましょう。

関西電気保安協会では、電気の使用安全について無料相談を行っています。お電話又はホームページからお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 関西電気保安協会 奈良支店 技術部広報グループ

TEL 0742-32-1371 URL http://www.kedh.or.jp/

亿公(1)写先生



人権擁護委員による 定例人権相談所を開設します。

差別や虐待又はセクハラ等、皆 さんが困っていることに人権擁護 委員が相談に応じます。

日時 8月18日(金)

10:00~12:00

場所 大字小川 村中央公民館



桜 井 警 察 署 20744-46-0110

字陀警察庁舎 ☎0745-82-0110

小川駐在所 ☎42-0052 高見駐在所 ☎44-0313

令和5年7月1日から運転免許が不要な特定小型原動機 付自転車(いわゆる電動キックボード等)が 公道を走ることになります。

特定小型原動機付自転車とは

- ・車体の大きさは全長190m、全幅60m以下であること
- ・最高速度が20km/h以下に設定されていること
- ・走行中に最高速度の設定を変更できないこと
- ・原動機が電動であること
- A T 機構が備わっていること
- ・最高速度表示灯やウインカーなどが備え付けられていて、保安基準 に適合していること
- ・ナンバープレートを取り付けていること
- ・自賠責保険に加入していること
- ・ヘルメットを着用すること(努力義務)

この基準に

- ・最高速度が6km/h以下に設定されているもの
- ・最高速度表示灯が緑色に点滅していること

を加えたものが、特例特定小型原動機付自転車と呼びます。

特定小型原動機付自転車および特例特定小型原動機付自転車は<mark>運転免許証が不要</mark>な乗り物となります。

いずれも、16歳未満は運転禁止となります。

車道通行が原則で、自転車と同様、左端を通行することになり、信号、 一時停止、通行禁止規制などの規制も当然守るべきものです。

交差点を右折する際、二段階右折となります。

特例特定小型原動機付自転車は歩道通行もできますが、標識により規制されている歩道だけです。

交通事故を起こした場合は、「当てた」「当てられた」に関係なく当事者となった際、負傷者の救護および警察への届け出が義務となります。

今後様々な道路において見かけること、運転することも予想されます が、交通事故にはくれぐれも注意をしましょう。

お出かけ時の空き巣対策

夏の時期には旅行など外出する機会が増えてきます。それと共に留守宅をねらった空き巣が、増える時期でもあります。

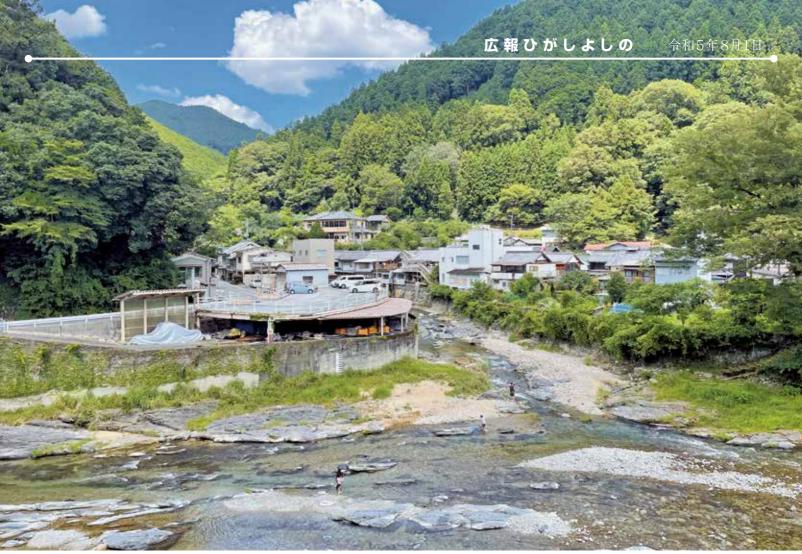
お出かけの際は、家の戸締まりを確実に行い、隣近所への声かけをして空き巣に入られにくい環境をつくりましょう。

村内の事件事故(6月中)

- ●刑法犯等~発生はありませんでした。
- ●交通事故~人身事故 0件

物損事故 1件





戸籍の



令和5年6月16日から令和5年7月15日ま でに役場窓口に届けられ、ご了承をいた だいた方のみです。

氏 名 住 所 本 ナミヱ 中 黒 靍 98歳



の動き

令和5年6月末日現在

1,553人(-2) 男 725人(-1)

828人(-女 1)

887戸(-2) ●世帯数 ()内は先月末現在との比較 (ひろし)

休みで、村内の川でもあちこちで鮎釣りや、 毎日気温と湿度が高く厳しい暑さが続きますが、世間はもう夏 バーベキュー Ш 遊

びを楽しむ人々の姿があり、活気ある光景が見られます。

8月はなにかと遠出する機会が増えると思いますが、

、楽しい夏

を満喫するためにも、熱中症等には気を付け、思い出に残る良い